

新潟県障がい者スポーツ指導者協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は新潟県障がい者スポーツ指導者協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、新潟県障害者スポーツ協会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、新潟県内で、障がい者スポーツ及びレクリエーション活動を通じて、障がい者福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 新潟県、新潟市及び各市町村の障がい者福祉事業に対する協力
- (2) 県内のスポーツ団体及び障がい者福祉団体等に対する協力
- (3) 会員の資質向上のための研修及び親睦
- (4) 中央及び北信越ブロックで活動する同種団体との相互協力
- (5) その他、必要と認められる事業

(会 員)

第5条 本会の会員は新潟県内に在住・在勤する公益財団法人日本パラスポーツ協会公認スポーツ指導員（初級・中級・上級）とする。

(登 録)

第6条 公益財団法人日本パラスポーツ協会が定める各資格の登録条件を満たすことにより自動的に本会の会員となる。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 若干名 (5) 監 事 1名

(役員を選任)

第8条 本会の役員は、会員及び有識者から推薦し、総会で推挙する。

(任 期)

第9条 本会の役員の任期は2年とする。但し再選は妨げない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会で推挙し、会長が委嘱するものとする。顧問は本会の運営に対して助言・意見を述べることができる。

(会 議)

第11条 総会は年1回開催し、会長が招集する。総会は人数に関わらず出席者数をもって成立するものとし、議事は出席者の過半数を超える賛同を得て議決する。役員会は必要に応じて会長が招集する。

(会 計)

第12条 本会の会計は、活動助成金・寄付金及び、その他収入をもって充てる。本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則

この規約は、平成25年2月24日より施行する。

新潟県障がい者スポーツ指導者協議会役員等名簿

任期：2025年4月1日～2027年3月31日

役 職	氏 名	選任種別	指導員資格
会 長	奥田 麻子	佐 渡	初 級
副会長	八重澤 康成	上 越	初 級
副会長	笠原 康	中 越	中 級
副会長	丸田 徹	下 越 (県障スポ協 副会長)	上 級
理事長	長谷川 寿史	県障スポ協 北信越指導部会	上 級
理 事	稲部 宗宏	下 越	中 級
理 事	関口 芳平	中 越	初 級
理 事	岩澤 代志子	上 越	初 級
理 事	奥田 亜矢子	佐 渡	初 級
理 事	計良 拓海	県聴覚障害者情セン 北信越研修部会	上 級
理 事	嶋田 愛	県障スポ協 北信越情報部会	中 級
監 事	池田 弘子	下 越	中 級

顧 問	立川 厚太郎	新潟県障害者スポーツ協会会長
-----	--------	----------------